

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

| | | | |
|---|-----------|---|-----|
| ○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則 | （産業人材対策課） | 一 | ページ |
| ○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則 | （ ） | 三 | |
| ○職業能力開発校規則の一部を改正する規則 | （ ） | 三 | |
| ○職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則 | （ ） | 三 | |
| ○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則 | （農業振興課） | 三 | |

規 則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

○宮城県規則第四十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（趣旨）

第一条 この規則は、職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号。以下「条例」という。）附則第五項及び附則第六項の規定に基づき、学生又は職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校をいう。以下同じ。）に入学しようとする者（以下「学生等」という。）が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災

害により被害を受けた場合（学生等の生計を維持する者が当該災害により被害を受けた場合を含む。）における職業能力開発校の入学者選抜手数料及び入学金（以下「入学者選抜手数料等」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学者選抜手数料等を免除することができる事由）

第一条 学生等が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、入学者選抜手数料等を免除することができる。

一 学生等又は学生等の生計を維持する者の居住する住居が、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合

二 学生等の生計を維持する者の死亡その他平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う特別の事由により生活に困窮をきたし、入学者選抜手数料等の納入が困難である場合

（免除の手続）

第三条 前条の規定により入学者選抜手数料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学者選抜手数料等免除申請書（別記様式）（以下「免除申請書」という。）に、次に掲げる書面を添えて、その旨を条例第八条第二項又は同条第三項に規定する徴収期限（以下「徴収期限」という。）までに、入学者選抜手数料の免除については受験する職業能力開発校の長（以下「校長」という。）に、入学金の免除については在籍する校長に申請しなければならない。

一 前条第一号に掲げる事由に該当する場合は、その旨を市区町村長その他相当な機関が証する書面

二 前条第二号に掲げる事由に該当する場合は、学生等の生計を維持する者の死亡診断書その他入学者選抜手数料等の納入が困難であることを証する書面

2 校長は、免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（徴収期限の変更）

第四条 校長は、申請者が前条第一項各号に掲げる書面を徴収期限までに提出することが困難であると認めるときは、その徴収期限を校長が指定する日まで変更することができる。

（免除の取消し等）

第五条 校長は、第三条第二項の規定により入学者選抜手数料等の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免除の承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な行為により免除の承認を受けた場合

二 免除の承認を受けた後、第一条各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことが判明した場合

2 前項の規定による取消しを行った場合には、校長は、その理由を示して文書により当該取消しを

受けた者にその旨を通知しなければならない。
3 第一項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る入学者選抜手数料等を徴収するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、入学者選抜手数料等の特例に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

別記様式（第3条関係）

入学者選抜手数料等免除申請書

年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 殿

申請者() 科)

住 所
氏 名

(本人署名又は記名押印)

保護者(保証人)

住 所
本人との関係
氏 名

(本人署名又は記名押印)

下記の理由により、入学者選抜手数料・入学金の免除を受けたいので、承認くださるよう申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類

全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する書面、死亡診断書、その他()

(注) 「入学者選抜手数料・入学金」は、該当しないものを抹消してください。

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年宮城県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 普通職業訓練の普通課程への平成二十三年度の入学時期の特例

（普通職業訓練の普通課程への平成二十三年度の入学時期は、第九条第一項の規定にかかわらず、別に校長が定める。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 普通職業訓練の普通課程への平成二十三年度の入学時期の特例

（普通職業訓練の普通課程への平成二十三年度の入学時期は、第九条第一項の規定にかかわらず、別に校長が定める。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

職業能力開発校の授業料の減免等に関する規則（平成十二年宮城県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十三年度分の授業料の徴収期限の変更及び分割徴収の特例）

2 平成二十三年度分の授業料に係る第二条第一項の規定の適用については、同項中「八月十五日」とあるのは、「九月十五日」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号。以下「条例」という。）

附則第四項及び附則第五項の規定に基づき、学生又は宮城県農業大学校（以下「大学校」という。）

に入校しようとする者（以下「学生等」という。）が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災

害により被害を受けた場合（学生等の生計を維持する者が当該災害により被害を受けた場合を含む。）

における大学の寄宿舎料、入学者選抜手数料及び入学金（以下「寄宿舎料等」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（寄宿舎料等を免除することができる事由）

第二条 学生等が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、寄宿舎料等を免除することができる。

一 学生等（自己の生計を維持する者に限る。）又は学生等の生計を維持する者の居住する住居が、

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合

二 学生等の生計を維持する者の死亡その他平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う

特別の事由により生活が困窮し、寄宿舎料等の納入が困難である場合

(免除の手続)

第三条 前条の規定により寄宿舎料等の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)(は、寄宿舎料等免除申請書(別記様式)(以下「免除申請書」という。)(に、次に掲げる書類を添えて、その旨を条例第七条第三項、第四項又は第五項に規定する徴収期限(以下「徴収期限」という。)(までに、大学の長(以下「校長」という。)(に申請しなければならない。

一 前条第一号に掲げる事由に該当する場合にあつては、その旨を市区町村長その他相当な機関が証する書類

二 前条第二号に掲げる事由に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 学生等の生計を維持する者の死亡診断書その他前条第二号の特別の事由があることを証する書類

ロ 農業大学の授業料の免除等に関する規則(平成十八年宮城県規則第五十号)第四条第二項各号に掲げる書類

2 校長は、免除申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、知事の承認を得て、免除の適否を決定するとともに、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(徴収期限の変更)

第四条 校長は、申請者が前条第一項各号に掲げる書類を徴収期限までに提出することが困難であると認めるときは、その徴収期限を校長が指定する日まで変更することができる。

(免除の取消し等)

第五条 校長は、第三条第二項の規定により寄宿舎料等の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免除の決定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な行為により免除の決定を受けた場合

二 免除の決定を受けた後、第二各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことが判明した場合
2 前項の規定による取消しを行った場合には、校長は、その理由を示して文書により当該取消しを受けた者にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る寄宿舎料等を徴収するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、寄宿舎料等の特例に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

寄宿舎料等免除申請書

年 月 日

宮城県農業大学校長 殿

申請者（ 学部 学年 ）

住 所 氏 名

（本人署名又は記名押印）

保護者（保証人）

住 所

本人との関係

氏 名

（本人署名又は記名押印）

下記の理由により、寄宿舎料・入学者選抜手数料・入学金の免除を受けたいので、申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類

全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する書類、死亡診断書、その他（ ）

(注) 1 「寄宿舎料・入学者選抜手数料・入学金」は、該当しないものを抹消してください。

2 「（ 学部 学年）」は、入学者選抜手数料の免除を受けようとする者は、記入しないでください。